

平成30年度予算

一般会計 81億1,740万円

平成30年度当初予算は、町長の任期満了と重なったことから骨格予算となり、義務的・継続的な性格をもつ予算で構成されました。

その後の4月、6月補正予算で政策的な予算が肉付けされた結果、一般会計の予算総額は、81億1,740万円となりました。

特別会計 38億4,732万円

(単位：千円)

特別会計	当初予算額		対前年度増減率
	平成29年度	平成30年度	
和水町国民健康保険事業会計	1,840,742	1,467,279	-20.3%
和水町介護保険事業会計	1,505,276	1,521,028	1.0%
和水町特別養護老人ホーム事業会計	489,548	478,440	-2.3%
和水町簡易水道事業会計	63,738	50,601	-20.6%
和水町下水道事業会計	76,044	64,937	-14.6%
和水町特定地域生活排水処理事業会計	101,132	102,069	0.9%
和水町春富財産区特別会計	281	302	7.5%
和水町後期高齢者医療事業会計	150,200	162,673	8.3%
合計	4,226,961	3,847,329	-9.0%

企業会計 8億5,347万円

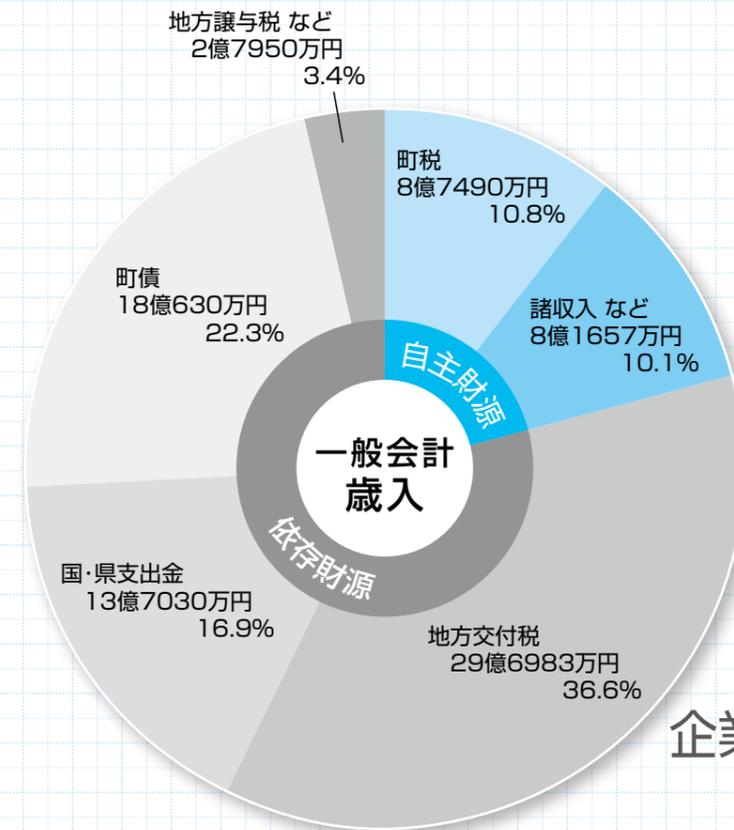
(単位：千円)

特別会計	当初予算額		対前年度増減率
	平成29年度	平成30年度	
和水町病院事業会計	941,441	853,473	-9.3%

歳入

歳入予算は自主財源（町が独自にもつ財源）が20・8%、依存財源（国・県からの補助金など）が79・2%（対前年度比3.0%減）となっています。

歳入の36・6%を占める地方交付税は、合併後10年を経過して以降、算定方法の見直しにより平成29年度では、前年比で3億円以上削減しており、今後も当面は減少が見込まれます。



※%は予算全体に占める割合です
※四捨五入の関係で端数が合わないことがあります

歳出

歳出予算は、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）が歳出総額の37・8%、投資的経費（普通建設事業、災害復旧費）28・3%、その他（物件費、補助費等）33・9%となっています。

主に次の事業に、予算を配分しています。

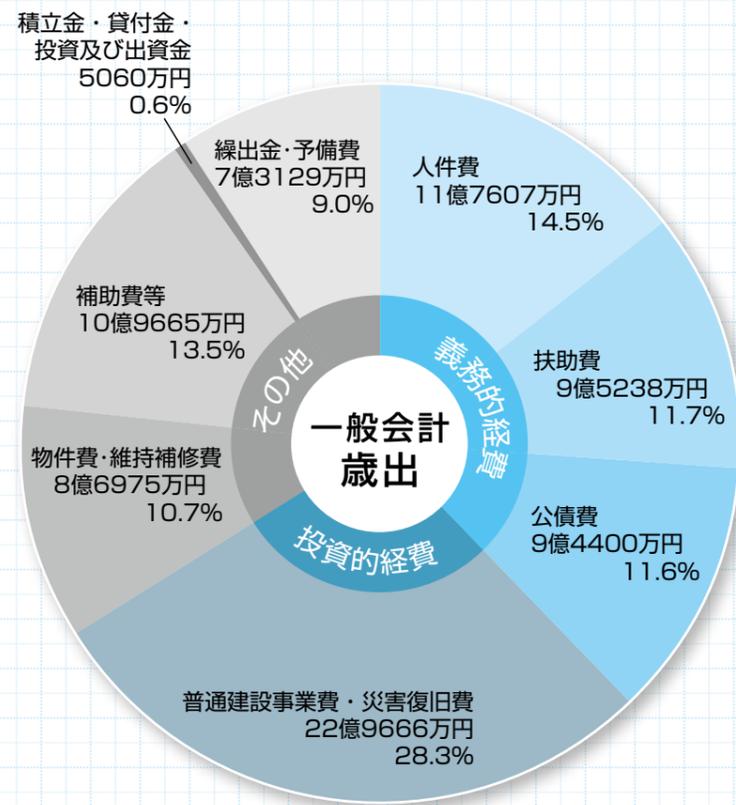
- ・おでかけ交通事業（あいのりく） 1,800万円
- ・学校統廃合推進事業（校舎建設） 16億8,336万円
- ・町道整備事業 4億8,657万円
- ・金粟四三PR事業 7,082万円
- ・金粟四三顕彰事業 3,568万円
- ・放課後児童健全育成事業 2,069万円

地方交付税は、今後も減少が見込まれますが、国・県支出金、町債に多くの歳入を依存していますので町税の徴収率向上や公有財産の有効利用で自主財源の確保に取り組んでいきます。

問い合わせ先 本庁 総務課 財政係
☎0968・86・5720

款	目的別	金額 (千円)	町民一人当たり (6月末日現在)
1	議会費	85,107	8,359円
2	総務費	809,033	79,465円
3	民生費	1,813,703	178,146円
4	衛生費	644,222	63,277円
6	農林水産業費	303,611	29,821円
7	商工費	207,560	20,387円
8	土木費	763,047	74,948円
9	消防費	281,120	27,612円
10	教育費	2,243,813	220,392円
11	災害復旧費	7,191	706円
12	公債費	944,000	92,722円
13	予備費	15,000	1,473円
	合計	8,117,407	797,309円

※目的別 (6月末日現在の人口10,181人)



※性質別

- 公債費 町の借金返済にかかる費用
- 普通建設事業費 道路、橋梁、河川や公共施設の建設にかかる費用
- 物件費 業務委託料、消耗品、通信運搬費など
- 補助費等 各種団体への補助金、負担金など
- 議会費 議会運営のために使用する費用
- 総務費 行政運営やまちづくりのために使用する費用
- 民生費 福祉・医療のために使用する費用
- 衛生費 ゴミ処理や病気予防のために使用する費用
- 農林水産業費 農林業の振興のために使用する費用
- 商工業 観光振興のために使用する費用
- 土木費 橋や道路などのインフラ整備のために使用する費用
- 消防費 消防や災害予防のために使用する費用
- 教育費 学校や生涯学習のために使用する費用
- 災害復旧費 災害時の復旧のために使用する費用
- 予備費 緊急時に備えるための費用

用語解説

一般会計 町の行政運営にかかる基本的な経費を計上した会計

特別会計 一般会計の歳入歳出と別して別に処理するための会計

企業会計 地方財政上、地方公営企業法が適用される公営企業の会計。和水町は病院事業会計が該当

自主財源 町が自主的に収入できる財源

依存財源 国や県から交付される収入

「歳入」 諸収入、負担金、使用料など

地方交付税 全ての市町村が一定水準の行政サービスを行うことができるよう国が交付するお金

国・県支出金 特定の事業を行うために国・県が交付するお金

町債 特定の事業を行うために借り入れるお金

「歳出」 扶助費 児童手当、乳幼児の医療費助成費などの社会保障制度の一端として現金などを支給する費用

維持補修費 道路、橋梁、公共施設などの修繕費